

平成 25 年第 3 回与論町議会臨時会

会 議 錄

平成 25 年 5 月 27 日

与 論 町 議 会

平成 25 年第 3 回与論町議会臨時会会議録

平成 25 年 5 月 27 日（月曜日）午前 9 時 20 分開会

1 議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 29 号 平成 25 年度与論町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 議案第 30 号 平成 25 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度与論町一般会計補正予算（第 1 号））
- 第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 7 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）

2 出席議員（9 人）

1 番 林 敏治 君	2 番 高田 豊繁 君
3 番 町 俊策 君	5 番 喜山 康三 君
6 番 供利 泰伸 君	7 番 野口 靖夫 君
8 番 麓 才良 君	9 番 福地 元一郎 君
10 番 大田 英勝 君	

3 欠席議員（1 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 121 条による出席者（6 人）

町長	南 政吾 君	副町長	川上政雄 君
総務企画課長	沖野 一雄 君	税務課長	久留満博 君
町民福祉課長	南秀哲 君	産業振興課長	鬼塚寿文 君

5 議会事務局職員出席者（2 人）

事務局長	川畑義谷 君	係長	朝岡芳正 君
------	--------	----	--------

開会 午前9時20分

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成25年第3回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、1番林敏治君、8番麓才良君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 議案第29号 平成25年度与論町一般会計補正予算（第2号）

○議長（大田英勝君） 日程第3、議案第29号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第29号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金5300万円を計上しております。歳出におきましては、社会福祉費に国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金5300万円を計上しております。歳入歳出予算にそれぞれ5300万円を追加し、一般会計予算総額38億4683万6000円となっております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。
これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 町長。この予算の金額についての質問ではなくて、町長の今後の方針、対策そういうものを聞きたいと思って質問するわけで、勘違いされないように質問に答えていただければと思います。

今、与論町だけではなくして、他の全国の市町村においても財政が非常に厳しいと思います。一般会計からの繰り出しに大変困っていると思われます。

その困っていることを、このままでよいとは町長は思っておられないと思います。私がお聞きしたいのは、奄美群島市町村長会の中で、この問題が大きな問題になっているということを私は信じておりますが、今後どのようにして県や国に対してこの問

題を訴えていこうと市町村長の方々は考えておられるのかということです。そうしないといつまでも同じ事を繰り返していくと思うのです。だから我が町も去年の15・16・17号の台風ですごく被害を受けました。所得も大変落ちています。そういう中で、本年度も恐らく厳しい財政が待ち受けていることは間違いないです。その中でまた、国民健康保険の問題でありますから、この問題は一与論町の町長だけで解決できる問題ではありません。やはり国や県、そして市町村長が東になって訴えていかなければ解決していかないと思うのです。ただ訴えるだけではなくて、いわゆる政策が必要だと私は信じておりますから、現時点では町長がどうお考えになっておられるのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 全く今、議員がおっしゃったとおりであります、私ども奄美だけではなく、どこの市町村もそれで非常に音を上げている状況でございます。

高齢化が進んで、医療費が増えるとなると必然的に国保の負担金が大きくなるというのは当然のことでありまして、これを解決するにはということで私どもは過去に3度ほど県のほうに要請をしましたが、保険者が今は与論町になっているわけです。ですから町の財政で5000万円も1年で補填をしなければならないということになっています。これは、一般会計から繰り入れすることは本当はできないところをやむを得ず行っているのです。与論町はまだよいほうで大島郡内でもっとひどいところはたくさんあるわけですけれども、これを保険者を県のほうで行っていただきたいという陳情を何度も提出しております。今も会があるたびに正式な陳情ではありませんが、要望事項として申し上げているわけでありますが、県の回答は、これに対しては、鹿児島県全体の広域で保険者になってもらいたいと主張しておられます。国は県で行うべきだとおっしゃっているわけです。国にもその件についてお願ひをしたのですが、県のほうが渋っているという状況にあります。私どもがどうしても県で行っていただきたいという理由は、広域もこれ以上高齢化が進むと、だんだん今の市町村と同じように財政難になっていくだろうと、当面はよくても行く行く同じ問題がまた起きるので、保険者は県で行っていただきたいとお願ひしております。この件はまた県が受けてくれるまで主張していきたいと思っております。ぜひこれを実現させていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 今度はエリアを変えまして、狭くお聞きしたいと思います。

今、非常に厳しい財政の中、近いうちに与論町の保険税を上げなければならないというふうに考えておられるのでしょうか。保険税を上げるには議会の同意が必要ですが、町長御自身として、議会の同意を得てでも保険税を上げる意思があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） その件につきましては、今の状況では保険税を上げなければならないという考えであります。ただし、こういう経済状況の中で保険税を一概に上げるということは非常に問題があるということで今検討しているわけでありますけれども、仮に保険税を上げるにしても最低でも1年前から御了解を得るように説明をしてから

行っていこうと思っています。

来年からすぐに保険税を上げますということはするべきではないと考えております。

○議長（大田英勝君） 他にありませんか。2番。

○2番（高田豊繁君） この5300万円というのは年次ごとだと、例えば22年度、23年度で右肩上がりか、それとも下がってきてているのか、数字で教えていただけますでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南秀哲君） 繰上充用だけでよろしいでしょうか。20年度が5461万1573円、21年度が5304万7555円、22年度が5145万2837円、21年度に国保税を上げている関係で23年度は落ちていて1544万8318円となっております。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 异議なしと認めます。

したがって、議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 异議なしと認めます。

したがって、議案第29号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第30号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大田英勝君） 日程第4、議案第30号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第30号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます

今回の補正予算は、平成24年度の決算において歳入不足が見込まれるため、平成25年度予算から繰上充用を行うものです。

補正は、歳入で一般会計繰入金5300万円の追加、歳出で前年度繰上充用金5300万円を追加計上しております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたしま

す。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先ほど保険税の値上げについて質問がありましたが、値上げをするのでしたら1年前から説明を行うとのことでしたが、これはいつ頃を予定していますか。また、金額はどの程度を考えておられますか。具体的に決まっているのでしたら説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） そのことについては、まだ具体的には考えておりません。今は検討中というところであります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） はっきりとは覚えていないのですが、先般新聞では介護の見直しに伴い、保険関係を県で行う形で国で見直しを行うという報道があったように思うのですが、これについて何か情報を得ていましたら、課長説明をお願いいたします。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南秀哲君） 5月16日の情報なのですが、社会保障制度国民会議というのが開催されて、夏頃にははっきり県のほうに向かうこととなる方針が出されるという情報が入っております。以上です。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成25年度与論町一般会計補正予算（第1号））

○議長（大田英勝君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平

成25年度与論町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○**町長（南政吾君）** 承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成25年度与論町一般会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

家畜導入事業に係る資金の国庫相当額の納付に係る予算を平成25年度与論町一般会計補正予算（第1号）として専決処分いたしました。

歳入といたしまして肉用牛導入基金繰入金3201万9000円を計上しております。歳出としまして、畜産振興費償還金利子及び割引料3201万9000円を計上しております。歳入歳出予算にそれぞれ3201万9000円を追加し、一般会計予算総額37億9383万6000円となっております。

御審議され承認していただきようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○**議長（大田英勝君）** 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○**議長（大田英勝君）** 6番。

○**6番（供利泰伸君）** これは、元金の償還金ということで国に返す3200万円だと思っておりますが、今後この家畜導入事業というのは非常に畜産農家にとっては大事な事業でありますが、今後どのような見通しを持たれているのか、またこれをどういう形で進めていかれるのか、案があればお聞きしたいと思います。

○**議長（大田英勝君）** 産業振興課長。

○**産業振興課長（鬼塚寿文君）** 少しさかのぼって説明いたします。平成18年の3月にこの特別導入事業というのは中止になっています。それからずっと鹿児島県は運用しておりますが、会計検査員の言い分としては、平成17年の三位一体改革による税源移譲で即刻国庫に返すべきだということで、鹿児島県に対してずっと請求がきておりました。

ところが、鹿児島県としてこれは税源移譲の趣旨に反するということで、ずっと拒み続けてきたところでございます。なぜかといえば昭和50年から62年の補助事業で造成したものであって、市町村の財産なのだという趣旨の反論でございます。その事業の目的に沿って適正に利用されているから、返納することにはならないということですと拒み続けてきた経緯があります。

平成24年4月になって会計検査がまた入りまして、そのときもまた、県は前にも言いましたような理由で返納してくださいということでした。

その後も、会計検査員と県とのやりとりが続いておりましたが、7月になって今度は、会計検査員は国のほうに、農政局のほうに手を回して、農政局から、国から返すように指導してくださいということで、農政局から返納計画書を提出してくださいということで指導を受けております。

今度はまた、事業実施主管課から他の県との公平性が図られないから返納してくださいということで来ております。

それで、県としては8月の末ぐらいまでに返納計画書を提出することになっております。

国庫で造成した分の総返納額が7279万9672円、これを6回に分けて返納することになっています。

初年度が24年度でしたけれども、基金から直接もらえるものと思っておりましたが、会計上の理由で払えないということで、急遽この専決処分ということになったのですが、24年度納付額が予算書にある3201万9000円で、25年度の支払計画は393万6000円余り、26年度は428万円ほど、27年度が723万5000円で、28年度は595万5000円で、最終年度29年度は1937万5000円ということで、合計額7280万円ほど返すことになっております。

それから、基金の現在の状況を申し上げますと、国の造成額が7300万円ほどですけれども、県のほうの補助基金も同額ほどございます。それで、今の運用の状況といたしましては、年間30頭前後で1000万円ほどあれば運用は可能です。

ということで、今の国庫相当額を戻しても運用は可能という考えであります。以上です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。5番。

○5番（喜山康三君） 先般の徳之島で開催された議員大会において、沖永良部の和泊や知名の議員からこのことについていろいろお聞きしたのですが、これについて県と国の解釈の違いがこういう形で出てきているわけですが、これについて町長はどのようにお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 私どもは、県の立場と全く一緒に同じように主張してきたわけですけれども、やっぱり上のほうから言われたときには、返さざるを得ないのではないかということでやっているのですが、最初は、今まで交付金として行っていたそれは我々の財産であるという考え方で行ってきたわけであります。今後、そういう基金を県が今行っているわけでありますけれども国に改めてお願いする必要があるのではないかと思っております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 与論町の決算審査の時に、肉用牛導入基金からお金を借りて牛を買いますよね。そして、その借りたお金を全額返還されていますかということを質問したことが何度もあるのですが、そのときは全額払ってもらっていますという答弁でした。そこでお聞きしたいのは、本当に肉用牛導入基金からお金を借りて牛を買った方々はその期間内で全額返納されておられるのかということを確認したいと思います。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 頭の痛い質問ですけれども、その借りた方々が全額期限内に返納しているというわけではありません。納期が到来しても返してもらえていないものが3月末時点で1500万円ほどで72頭分ございます。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） ここで町長にお聞きしたいと思います。私たちが決算を審査する時に、議員が執行部に今のような質問をしますと、今の課長の答弁とは全く違う答えが返ってくるのです。決算審査の時には、全額期限内にきちんと返納しているという答弁をいただいているのです。私が申し上げたいことは議員から執行部に質問すると

きは、間違えたら間違えたで訂正してもらわなければなりません。そして、ないことをあったかのようなうその答弁をしたらいけないということは、誰しもがわかっていることだと思います。そこで、町からお金を借りて牛を購入したけれども、購入した牛がどこに行ったかわからないという牛もいるのです。それでお金が回収できないという事態が起こっているのです。現実問題として、こういうことがあるということをまず把握していただきたいということなのです。

そこで、町長として、執行部として考えていただきたいことは私は今観光業をしておりますが、役場は観光事業に対する貸し付けはしません。そこら辺の金融機関で借りてくださいとしか言いません。農業、漁業やいろいろなところと比較すると利息も一番高いのです。その割に、金融機関で借りると返済期間内で全額返済するようになっています。なぜ牛だけはどこに行ったかわからないという牛がいるというのに、返納期限までに返さなくてよいのかということを執行部は考えなければならないと思います。

最初は、畜産でお金を儲けて、所得を得て家族を養うのだという気持ちでスタートしたと思うのですが、やってみたらうまくいかなかったという方々がたくさんいらっしゃいます。それを大目に見る気持ちもわかりますが、行政として考えていただきたいことは、町民はみんな平等でありますから、貸した金は必ず返していただくということをしないと不平等性がおきて、執行部の不信にもつながるわけなのです。また、議員は何をしているのだと、議論もしていないではないかと言われがちなのです。そういうことを考えていただきたいということで、町長からは答弁をいただいておりますので、今後どうしていく予定なのか副町長の御見解をお聞かせください。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 約25年ほど前までは牛の登録というのは免除をしておりましたけれども、それでは把握が全くできないということで、現在では耳標を付けることで徹底しております。その点は以前からしますと、その牛がどこに移動したというのを確実に把握していると思われます。また、先ほど議員から言われましたとおり、借り入れをした人は最初はこれでお金をもうけてきちんと返していくのだという計画をしていたと思うのですが、それを進めていく中で、非常に財政的に厳しくなって延滞しなければならないということが出てきている部分があると思います。そういうことを担当としましては、できるだけ延滞がないようにお願いしながら、次の新しい牛を導入するときには、前回の未納分の整理をきちんとしてもらい、納入計画を立ててもらってから新しい牛の購入をしてもらうように進めてもらえばと思います。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成25年度与論町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成25年度与論町一般会計補正予算（第1号））は、承認することに決定しました。

----- ○ -----

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（大田英勝君） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 承認第4号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令（平成25年政令第39号）が平成25年2月22日公布、平成25年4月1日施行、及び地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日公布、平成25年4月1日施行により、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を直ちに公布し、4月1日から施行しなければならず、時間的に議会を招集することができなかつたため、専決処分をしその承認をお願いするものであります。

主な改正内容は後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険を脱退した者が、引き続き同一の国民健康保険被保険者が属する世帯に属している世帯を特定世帯とし、国民健康保険の資格を喪失した日の属する月（特定月）以後5年を経過するまで世帯平等割額の軽減を行っておりましたが、特定月を5年を経過する月の翌月から8年を経過する月までの間にある世帯を特定継続世帯とし、国民健康保険税の世帯割平等額の軽減額を定めるものであります。

御審議され承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 少し聞き慣れない言葉が出てきたのですが、これによってどういうことが財政的に起こるのか、概略の説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（久留満博君） ただいまの条例の改正は平成20年4月1日に後期高齢者医療制度の発足に伴って、5年間という限定で法律が施行されたのですが、ちょうど今年25年4月1日に期限切れになるということで、2分の1軽減していたものを元に

戻すということなのですが、そのうちの2分の1をまた国保税のほうから支援していくという法律の改正でございます。国保税といたしましては4分の1だけ負担が増えるということです。以上です。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）

○議長（大田英勝君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 承認第5号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、与論町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、公布から施行までの期間がなく、議会を招集する時間的な余裕もなく、専決処分をしたためその承認を求めるものであります。

主な改正内容は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、期間の延長及び東日本大震災により居住用家屋が滅失等した場合、その相続人が敷地であった土地などを譲渡した場合、課税の特例を受けることができるなどの改正であります。

御審議され承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めるについて（与論町税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

----- ○ -----

○議長（大田英勝君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第3回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 麓 才良